

令和6年 第5回

教育委員会定例会会議録

令和6年5月8日

中央区教育委員会

令和6年第5回
教育委員会定例会会議録

開会日時 令和6年5月8日(水) 午後2時00分
場 所 中央区役所 8階 大会議室
出席委員 中央区教育委員会 教育長 平林治樹
委 員 渥美哲夫
委 員 坂本順子
委 員 小川将
委 員 伊東佳子
説明のために出席した事務局職員
次 長 北澤千恵子
参 事 俣野修一
学務課長 鷲頭隆介
学校施設課長 田中恒祐
指導室長 小林傑
統括指導主事 平野収
統括指導主事 深滝恵
幼児教育担当専門幹 中島由美子
図書文化財課長 植木良則
教育センター所長 村上隆史
副 参 事 増山一成
説明のために出席した区長部局職員
文化・生涯学習課長 森下康浩
スポーツ課長 石川和男
書 記 中央区教育委員会事務局
庶務係長 一瀬知之
庶務係員 北川智基
開 議 午後2時00分平林教育長開会宣言
会議規則第30条による署名委員
教育長 平林治樹
委 員 坂本順子

- 日程第 1 議案第 2 1 号
中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則の制定について
- 日程第 2 議案第 2 2 号
中央区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 議案第 2 3 号
中央区立学校温水プールの開放等に関する規則等の一部を改正する規則
の制定について
- 日程第 4 議案第 2 4 号
中央区立学校温水プール等の無料利用証等の交付に関する規則の一部を
改正する規則の制定について
- 日程第 5 報告事項
各課事業報告について

教 育 長 それでは、ただいまから令和 6 年第 5 回教育委員会定例会を開会いたします。

 初めに、本日の会議録の署名委員を、指名いたします。本日は坂本委員にお願いいたします。

坂本委員 かしこまりました。

教 育 長 それでは、本日の日程に入ります。

 日程第 1、議案第 2 1 号、日程第 2、議案第 2 2 号、日程第 3、議案第 2 3 号、日程第 4、議案第 2 4 号は関連がございますので一括して議題といたします。議案第 2 1 号から議案第 2 4 号まで、それぞれ書記、朗読を願います。

 (書記朗読)

教 育 長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第 2 1 号「中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」、議案第 2 2 号「中央区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 2 3 号「中央区立学校温水プールの開放等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」、議案第 2 4 号「中央区立学校温水プール等の無料利用証等の交付に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教 育 長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

渥美委員 議案第 2 3 号について、第 1 条中にある、併設する施設の運営事業者、中央区教育委員会が認める運営事業者とはそれぞれ何を指しているのか。また、併設利用等と「等」を加えている理由について教えていただきたく、質問させていただきます。

学校施設課長 こちら併設する施設の運営事業者というのが、阪本小学校の隣にある阪本こども園のことを指しております。並びに、中央区教育委員会が認める運営事業者というのが、晴海西小学校を利用する晴海西こども園のことを指しているところです。

 今回、併設利用等と書かせていただいたのが、阪本小学校であれば阪本こども園が近くに併設しているので、併設利用という形になるんですけども、晴海西こども園が晴海西小学校に併設していないので、併設利用等という書き方をさせていただいたところです。以上でございます。

渥美委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

坂本委員 条例の中身についてではないのですが、具体的な運用として、これから夏に向かっていく、それから晴海西小学校も動き始めているという中で、今後、施設開放をどんな形で展開していくのか現時点での見通しなどがあれば、教

えていただければと思います。

学校施設課長 晴海西小学校の施設利用ということでお答えさせていただくんですが、スポーツ利用に関しては、夏休みが始まる7月の21日頃から予定しているところですが、今回、この規則の制定を6月1日としたのも、施設の予約が利用月の前月の1日からというところで、6月1日という形にさせていただきました。以上でございます。

坂本委員 ありがとうございます。
教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。
(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいでしょうか。
それでは、ご質問がないようでございますので、順次お諮りいたします。
まず、議案第21号を可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号を可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号を可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号を可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、報告事項に入ります。日程第5、報告事項の(1)、(2)について一括で報告願います。

学務課長 「区立学校における事故発生状況の推移(令和3年度～令和5年度)」について資料1により報告。

「区立学校児童生徒の代替食支援について」について資料2により報告。

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

伊東委員 資料1についてお伺いします。2点大きく分けてありまして、まず1点が、中学校等の事故発生率が減っていて非常に喜ばしいことかなと思います。要

因として、水泳に充てる時間が増えたということでしたが、それ以外の部分も何らかあるのかなと。例えば、具体的に器械運動のときはこういうことをさせないようにしたとか、逆に、骨折まで行かないような形で、こういった取組をしたといったような具体的な取組があったら教えてください。

それから2点目は、事故の定義についてです。というのは、骨折が合計で74件に対して、例えば捻挫が46件って割合としてはおかしいんですよね。ましてや擦過傷5件って、そんなはずはないよねということになります。これは恐らく保健室を利用して、そこからさらに病院まで行くとか、そういったことでの対応なのかなとは想像するんですけども、実際のけがの発生というところでいきますと、保健室の養護の先生の対応がよくなったから病院まで行かなくなったのか。それとも、実際にそういったけが自体減ってきているのか。そのあたりのことを教えてください。

学務課長

初めに、授業におけます具体的な取組の件で申しますと、水泳等が復活したということはもちろんございますけれども、一方で、その代替としてこれまで行われておりました体操等の個人種目の授業実数が減りまして、これまで行っていた球技等の授業時数が増えました。こうした部分において、いわゆるけがのしやすさといった点で考えた際に、体操種目の系統よりも球技のほうが割合及び件数ともに少ないということがございますので、そうした点での種目の変更ということがまず挙げられると認識しております。

また、一方で、授業中におきまして、特に中学校においては、令和4年度の報告に基づきまして、授業の中におきまして、特に教員の方々含めて、かなりきめ細かな対応をされているという認識でおります。例えば、体操などについては習熟度別に実際の取組内容を変更するなども行われているということをお伺いしておりますので、こうした点が反映されたものと考えているところでございます。

次に、事故の定義といった点で申しますと、本報告に記載されております数字というのは全て、委員からのご指摘がございましたとおり、病院ですとかクリニックに通われた方々の件数となっております。ですので、そこに至らなかった疾病については、基本的には対象となっておりません。

この事故発生状況で記載しております病院等に通われたものについては、後日、場合によってはスポーツ振興センターなどの給付を受けることができる可能性があるものというところになってまいりますし、私どもといたしましては、こうした事故発生状況をつぶさに確認いたしますことで、それが単純に授業中ですとか休憩中のけがであるのか、もしくは登下校中に何らかのトラブル等があって、けがをしたものなのかですとか、場合によっては、生徒児童間のトラブルなどに起因するものなのか、そうした点も含めて実態の把握

に努めているところでございます。以上でございます。

伊東委員 ありがとうございます。単に球技等にすればいいというのではなくて、特に体操のようなリスクがある程度高い、でも、やるべきである運動に対して、その習熟度別の状況が取り入れられるというのは非常にすばらしい試みかと思っておりますので、できるだけ広く広げていってほしいなと思います。

また、事故についてですけれども、確かに通院というところで、何でもかんでも病院に連れていけばいいというのも間違っているかと思えます。養護の先生の力量、また、その場での判断力というのがどれだけ鍛えられているかによって学校全体の安全度が上がると思います。そのあたりも含めて、できましたら今度、パーセンテージとは言いませぬけれども、そういったものが出てくると、養護の先生の力量というか、力を磨いていく、学校の安全度を上げていくということにつながるかと思っておりますので、今後また考えていただければと思います。ありがとうございました。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

坂本委員 私からは、資料2についてお尋ねします。制度設計につきましては、無償化に伴って漏れなくというような趣旨であるというふうに理解しております。該当となるお子さんの人数というのが、およそでもいいんですけれども、把握できていれば教えていただければと思います。

学務課長 今般のこちらの支援事業の対象といたしますのは、全ての学校給食の代わりに代替食を持参する者ということで定義をしているものでございます。ご参考までに、令和5年度、宗教上の理由やアレルギー等の理由によりまして、学校給食の提供を一切受けなかった子供の数というのは、児童生徒合計で16人おりました。16人でございますので、そこに給食費ということで掛けてまいりましても、トータルの経費としては100万円を切るぐらいであろうかと認識しているところでございます。

少々補足で申し上げますと、今般のこの支援事業なんですが、東京都が行います給食費無償化の補助制度を活用して行うということを念頭に置いているものでございます。本来であれば、我々は学校の設置者として提供する給食を無償化しているというのがこれまでの考えでございまして、この代替食の支援事業というのは、そうした意味では少々趣旨から外れるものであるということは考えておりますけれども、同一の補助制度の中で行うということもございまして、4月の区民文教委員会におきましても、ご出席された委員から、全て欠食する子どもたちについての公平性の観点から配慮してほしいといったご意見もいただいておりますので、そうした点を加味しながら、こういった事業構築を行ってまいりたいと考えているところです。以上でございます。

坂本委員 ありがとうございました。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

 （「なし」の声あり）

教 育 長 よろしいでしょうか。

 それでは、続きまして、報告事項（３）、（４）、（５）について、一括で報告願います。

指導室長 「令和５年度区立中学校卒業生の進路状況について」について、資料３により報告。

 「令和６年度全国学力・学習状況調査及び学習力サポートテストの実施の概要について」について、資料４により報告。

 「令和６年度メンタティーチャーについて」について、資料５により報告。

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

小川委員 ２点ほどありまして、進路についてですけれども、先ほど、現状、進路未決定者の方は６名ということで、今後も見守っていききたいというところ、また、場合によっては指導していくというところ報告がありましたが、サポート期間等は設けられているものなのでしょうか。

 というのは、理由があって進路が決まらない生徒さんもいらっしゃると思うので、やはりそのあたりは手厚くフォローしていくべきであろうという考えからお伺いしたいというのがまず１点ですね。

 ２点目は、メンタティーチャーについてですけれども、こちらのほうで、若手及び中央区に初異動してきた先生に対して、これは恐らく授業内容の指導・助言であるとかだと思いうんですけれども、広義の意味でのメンタティーチャーというところかというと、それ以外に悩みがあった場合聞くとか、心身両面の健康をサポートするといった意味合いもあると思いますので、実際の内容をそういったところまで踏み込んでやられているのか、ある意味、いろんな相談役ということだと思いうんですけれど、実際の内容自体をお教えいただきたい。この２点でございます。

指導室長 まず、進路未決定者というのは残念ながら、毎年出てきてしまうんですけれども、実は、サポートの期間というのは決まっているわけではないです。難しいのが、卒業すると、学校の籍を外れてしまいますので、本来でいくと、そこまでやらなければいけないという責任はないんですが、学校の良い文化というか、卒業生で、もう一回高校を受け直したいとか、そういったときにはサポートしているところでございます。

 具体的には教員も異動により入れ代わってしまい、その生徒と関わっていた教員もいなくなってしまうところはあるんですけれども、卒業生の進路を実現させてあげたい思いから、学校にある記録を基に、進路に係る資料を書いて

卒業生に持たせています。

今回の調査時点で6名進路未決定者となっておりますが、現時点では、実際に病気療養中の者が1名と、それから、自宅で家事手伝い等している者が2名となっております。この3名につきましても、当該学校は、相談が来た場合にしっかりとサポートすることになっております。

それから、メンタティーチャーにつきましてですけども、まさにおっしゃるとおり、授業の指導力だけではなくて、悩みであるとか、そういったものも実際に学校に行ったときに聞いてくださっています。例えば若手の先生が陥りやすい事例なんかも、実はメンタティーチャーにとっても、改めて自分を振り返ってみて、自分の経験談を話したりする一方で、メンタティーチャーが全部抱えるわけにもいけないので、こういったところに相談したほうがいいよという相談の方法なんかもアドバイスしているところでございます。

今、若手が非常に増えている中で、このメンタティーチャーだけではなくて、中央区としては、教育センターにいるセンター講師の先生や、もちろん指導主事も、手厚く関わりながらメンタルサポートもしていくような体制を取っているところでございます。以上でございます。

教 育 長

ほかにご質問ございますでしょうか。

伊東委員

メンタティーチャーについてお伺いしたいんですけども、中学校の先生が選ばれていないようなんですけれども、こちらは大丈夫なんでしょうか。

指導室長

もともとメンタティーチャーというものにつきましては、他県の取組を基に中央区としてつくってきた制度でございます。当時は、秋田県なんかが非常に学力が高いということで、これをどういうふうに行っているかお聞きしたところ、学校の中だけではなくて、学校外の指導力のある先生が巡回しながら指導・助言しておりました。

中央区では、中学校につきましては、実は、空き時間等も授業の中にありまして、例えば、校内でちょっと見て指導するということができる環境にあることから、授業時間内に他の教員を指導する機会が少ない小学校や幼稚園で、メンタティーチャーを導入しています。

メンタティーチャーの補完ではございませんが、現在、中学校につきましては、区が授業改善プロジェクトを立ち上げ、各中学校で指導力に長けた先生を育成し、授業力の向上を図っているところでございます。以上でございます。

伊東委員

ありがとうございます。

教 育 長

ほかにご質問ございますでしょうか。

渥美委員

メンタティーチャーについては大変素晴らしい取組であるんですが、こういう方々が区外に出てしまうということになると、大変もったいないなということなんですが、この辺はどうでしょうかね。

指導室長 これに関してはなかなか難しいところもございます。今、委員おっしゃったように、人事というものは東京都全体で動いている部分もあります。特に、10年目から大体21年目の中堅の先生を本区メンタティーチャーとして認定をしているところではあるんですけど、例えば10年目の先生であると、まだ2校しか勤務の経験がなく、他自治体に異動となるケースもございます。

区としては貴重な財産でございますので、なるべく教員の異動に関してはそこを配慮しながら、十分区内で活躍できるよう、異動を考えております。ただ、やむを得ず、どうしても東京都の制度の中で他区へ異動しなければならないということが出てきてしまいますので、引き継いでいけるように体制を組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

渥美委員 ありがとうございます。それこそ好循環でメンタティーチャーを下りた先生方も区内にたくさん残っていらっしゃるの、そういう方々も含め、学校運営がますますよくなるということで、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（6）について、報告願います。

教育センター長 「令和5年度区立小・中学校におけるいじめの状況について」について、資料6により報告。

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

坂本委員 いじめの対応の中で、昨年との増減が一番気になるところで、令和3年度との比較でパソコンや携帯電話のお話がありました。このパソコンや携帯電話、本来的には学校に持ち込んでいないと思いますので、これは増加傾向で申告があるというのは、どういうルートが多いのか。その場合、どなたが受け付けられたりして、学校の中で対応されているのか、そのあたりを教えてください。

教育センター長 委員ご指摘のように、パソコンを学校に持ち込んでいるということではありません。基本的には携帯電話、SNSを使った、LINEで強制的に退出をさせられたりですとか、匿名の名前でXに、被害者が嫌なことを載せられたりということございまして、アンケートでそれを子どもが申告してくる場合もありますし、保護者が、子どもがちょっとおかしいぞと、先生こんなの来ているよという形で、学校に実際にその画面を持ってきて相談されるケースもありますので、それについては本当に子どもからの訴えもあれば、保護者からの訴えもあります。また、アンケートに記載もあるという形で、様々キャッチする部分はあるかというふうに考えております。

坂本委員 ありがとうございます。このパソコンとか携帯電話というのは、教員の皆さんの目につく話ではないので、なかなか認知しにくい領域なのかなというふうに思いましたので、どういったところが発端でというふうに思ったのですけれども、アンケートの中で、ご自分でも自らこういうことで悩んでいますということが出てきているのであれば、それはそれで有効かなと思いますので、引き続き見守っていただければと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。
 （「なし」の声あり）

教 育 長 よろしいでしょうか。
 それでは、続きまして、報告事項の（７）について報告願います。

文化・生涯学習課 「家庭教育学習会実施に関する幼稚園・小・中学校への協力依頼について」について、資料７により報告。

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。
 （「なし」の声あり）

教 育 長 よろしいでしょうか。
 それでは、続きまして、報告事項の（８）について、報告願います。

学務課長 「意見・要望」の１件目について、資料８により報告。

学校施設課長 「意見・要望」の２件目について、資料８により報告。

図書文化財課長 「意見・要望」の３件目、４件目について、資料８により報告。

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

伊東委員 幼稚園の満３歳児クラスの件なんですけれども、恐らくこれ、地域によって名称は違うと思いますけれども、プレ幼稚園、プレ入園みたいな制度なのかなと思って見ていたんですけれども、今回、こちらのほうで保育園があるという案内でしたが、これは保育に欠けるということについてということになると思います。あとは、幼稚園に上がりたい、だけでも、いきなり離れるのも不安だし、あと、３歳になったし、早く幼稚園にというような親御さんの要望を受けてということだと、ちょっと保育園での対応でよろしくというだけでは間に合わないのかなと。

たしか児童館などでそういったプレに当たるような試みをされていたかと思うんですけれども、そのあたりが今どのくらい利用されているか、保育のほうになってしまうと、教育委員会と外れてしまうのかなとは思いますが、児童館や保育園との連携がうまく取れていくといいのかなと思うんですけど、そのあたりはどうされているのでしょうか。

指導室長 先ほど委員おっしゃったとおり、実際に、児童館のほうでやっているものも

ありますし、各園で月1回程度やっている未就園児の会もあります。その中で、今回の意見・要望の主訴にあてはまるか分かりませんが、幼稚園の生活にちょっと慣れさせたいなというような要望があるというふうに聞いております。

3歳に満たないお子さんに、幼稚園の体験をさせたり、一緒に遊んだりということをやっておりますので、これらを充実させていくのかどうかというところも検討していかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

伊東委員 ありがとうございます。幼稚園の幼児教育を充実させていくという流れの中で、幼稚園に興味を持って入園したいと思う方を増やすという意味でも、それこそ保育園と幼稚園を悩むというのは、実は1歳2歳さんになってくるかと思しますので、そのお子さんたちを持つ親御さんが選択できる幅が広がるよう、児童館なり、いろいろな施設と協力して進めていただけるといいかなと思います。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日予定をしておりました日程は終了となりますが、委員の皆様からご意見等ございましたら、お伺いいたします。

小川委員 先ほどの資料6のいじめの状況のところでは1点お聞かせいただければと思うんですが、先ほど話に出ましたパソコンとか携帯電話、SNS等での誹謗中傷があるというふうに聞いたんですけども、その内容はそういった話だと、種別というんですか、例えば先ほどおっしゃったLINEであるとかXであるとか、それによって対応策が変わってくると思うので、このあたり、どうしてもこれって増えていく一方になっていく案件だと思うので、なるべく早期に芽を摘むというところをやらないといけないんじゃないかなと思っていて、ちょっと対応を細かにやっていただきたいというところが要望として1つあります。

今、現状把握されているのであれば、やはりLINEで先ほどおっしゃったような締め出しがあるとか、そういったものが多いとか、もしくはXでの誹謗が多いとか、押さえている範囲でお聞かせいただければと思います。

教育センター所長 今、私のほうで把握しているここにある件数の中で大半を占めているのが、LINEを使って英文で怖い内容が入れられたですとか、グループLINE上で加工された写真を流されたですとか、先ほどお話しした退出をさせられた等があります。それ以外には、Xに悪口を書かれた、オンラインゲームで負けて、暴言を吐かれた。あとは、塾の帰りに誰かに動画を撮られて拡散されたですとか、主にLINEが中心なんですけど、Xであったり、動画を撮影されて、それをちょっと加工されて、ばらまかれた等々、必ずしもLINEだけではないんですが、LINEを中心にSNSで、あとはタブレットに書かれたなんて

いうのもあります。

先ほご指摘がありましたけれども、教員が冷やかしたり悪口を見てとれる部分がありますが、教員側から状況をつぶさに把握するというのはなかなか難しく、氷山の一角の可能性もありますので、情報モラルといいましょうか、いろいろLINEであったり、そういう会社の方にも来ていただいて勉強会を行ったり、教員研修を行ったりですとか、もちろん子ども向けに、特に小学校高学年であったり、中学生に関しては毎年SNSという部分で、SNS東京ルールなども定めて、あと家庭にも啓発をしながら、こういったことが身近で起こっていますよと保護者も含めて啓発をしているところでございます。

ただ、やはり子どもたちが分からないところだという部分もございまして、そのあたりは委員ご指摘のように、中身によって、対応によって考えていかなければいけないところであると考えているところです。

指導室長

少し補足をさせていただきます。子供たち自身がしっかりと問題点を理解しないと、生活指導で事が起きてから対応だけではいけないと考えています。先ほど教育センター所長が言った、セーフティ教室とか情報モラルの教室に加えて、今、本区で進めているのはデジタルシチズンシップ教育というところで、学校の中で例えば掲示板機能を使って、誤った使い方をしたときに、その使い方は他者を傷つけていないかなどをもう一回振り返らせるような教育を少しずつ進めているところです。

子供たちが学校の中で、失敗を繰り返しながら学んでいって、最後社会に出たときに、情報や情報機器を適切に活用できる人材にしていかなければなりません。少し時間はかかるかもしれませんが、子供たち自身が理解をして、自分で判断して行動できる力、そういったものも身につけさせようというふうに考えているところでございます。以上です。

小川委員

ありがとうございます。字面とかだと分かりづらい部分もあると思うので、最近、動画でそういった啓蒙をやるというものがあると思います。いろんな方法で生徒もしくは保護者の啓蒙を図っていただきたいというところと、あと、何かしら私も回答を持ち合わせているわけじゃないんですけども、対策といいますか、それを動きながら考えるというところは必要だと思いますので、柔軟な対応をお願いできればと思います。

教 育 長

ほかにご意見等ございますでしょうか。

渥美委員

今のいじめの問題についてですけれども、これは大人の世界でもSNSでの誹謗中傷というのが増えていて、これは未然に防ぐというのはなかなか難しい。また、後から何とかしようとしても、これもまた難しい。学校教育の中で道徳という時間があるわけですね。この道徳の中でSNSに関するようなことでの誹謗中傷とかを、やっちゃいけないということをどのように教えて

いくか。事例がどういうふうに出せるか分かりませんが、こういうところも捉えて、子供たちに理解してもらう。これは一方的に言っただけじゃなくて、みんなでそれこそ対話型の道徳授業、そういうことをより進めていっていただければと思っています。

指導室長 現在、道徳の授業では考え、議論する道徳を大事にしており、子供たちが自分事として捉えて、道徳的価値観を磨き、どういうふうにして自分で行動選択をしていくかというところに特に力を入れているところでございます。教科書の題材を使っていくこともございますけども、中にはそういった身近な、SNSであるとか、そういったものも教材にももちろん入っておりますし、今後、子供たち自身がこれをどういうふうにしてやっていくのかということをみんなで話し合うことが大切であり、要は、これをやってはいけませんとか、あれをやってはいけませんではなく、子供たち自身が、じゃ、これについてどうしていったらよいかなどを考える時間がとても大切かなというふうに思っております。

道徳も社会のルールやマナー、思いやりなど様々な内容項目あるので、内容項目に絡めて引き続き誹謗中傷についても道徳性を培っていく必要があると思っております。以上でございます。

渥美委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の委員会はこれにて閉会をいたします。ありがとうございました。

午後2時57分 教 育 長閉会宣言

署名委員